

## VoIP サービス契約約款

平成 29 年 6 月 15 日

施行 平成 29 年 6 月 15 日

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条 (約款の適用)

株式会社コンフォート・ジム (以下「当社」といいます。) は、当社の提供する電気通信サービス (以下「VoIP サービス」といいます。) に関し、VoIP サービスを利用する者 (以下「VoIP 契約者」といいます。) に対し、以下の通り約款 (以下「本約款」といいます。) を定めます。

#### 第 2 条 (約款の変更)

当社は本約款を変更する事があります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

#### 第 3 条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行う為の機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介する事、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事
3.VoIP 網	VoIP サービスの用に供する事を目的として符号の伝送交換を行う為の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
4.VoIP サービス	VoIP 網を使用して行う電気通信サービス
5.内線通信	内線グループ内でインターネットプロトコルにより音声その他の音響を送り、又は受ける通信
6.内線グループ	サービス利用回線により構成される回線群
7.サービス利用回線	VoIP 網と相互接続された契約者回線等であって、VoIP サービスの提供を受けるもの
8.VoIP 契約	当社から VoIP サービスの提供を受ける為の契約
9.VoIP 契約者	当社と VoIP 契約を締結している者
10.端末設備	サービス利用回線に接続される内線通信を行う為の電気通信設備
11.自営端末設備	契約者が設置する端末設備
12.自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって端末以外のもの

13.契約者識別符号	VoIP サービス契約者を特定する為の英文字及び数字の組合せであって、VoIP サービス契約に基づいて当社が VoIP 契約者に割り当てるもの
14.利用者等識別符号	VoIP サービスの利用者、グループ又は端末を特定する為の英文字及び数字の組合せであって VoIP 契約者に基づいて当社が VoIP 契約者に割り当てるもの
15.消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### 第 4 条（内線通信以外の通信の取扱い）

当社は VoIP サービスを利用して行う内線通信以外の通信は、これを外線通信とみなして取り扱います。

## 第 2 章 基本機能

#### 第 5 条（基本機能の提供）

当社は VoIP サービスについて、別に定めるところにより基本機能を提供します。

## 第 3 章 VoIP サービスの提供区間

#### 第 6 条（VoIP サービスの提供区間）

当社が提供する VoIP サービスの提供区間は、別記 1 に定めるところによります。

## 第 4 章 契約

#### 第 7 条（VoIP サービスの細目）

VoIP サービスには、別に定める料金表（料金）に規定する細目があります。

#### 第 8 条（契約の単位）

1. 当社は 1 の内線グループ毎に 1 の VoIP 契約を締結します。この場合 VoIP 契約者は、1 の VoIP 契約につき 1 人に限ります。
2. VoIP サービスを専ら内線通信以外に利用する場合、1 の申込みを 1 の内線グループとみなし 1 の VoIP 契約を締結します。

#### 第 9 条（VoIP 契約申込みを行う事ができる者の条件）

1. VoIP 契約の申込みを行う事ができる者は、VoIP 網と相互接続されたインターネット接続サービスとの契約者に限ります。
2. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）

す。)のいずれでもなく、また反社会的勢力が関与している法人、団体等に属する者ではなく、かつ将来にわたっても該当しない者。

#### 第 10 条 (VoIP 契約申込みの方法)

VoIP 契約の申込みをする時は、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社に提出して頂きます。

- (1) VoIP サービスの細目に係る事項
- (2) その他 VoIP 契約申込みの内容を特定するための事項

#### 第 11 条 (VoIP 契約申込みの承諾)

1. 当社は VoIP 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、その VoIP 契約の申込みを承諾しない事があります。
  - (1) VoIP 契約の申込みを承諾する事が技術上著しく困難なとき
  - (2) 申込者が VoIP サービスに係る料金、その他の費用の支払いを怠るおそれがあるとき
  - (3) 申込者に係る電気通信サービスが利用停止されている、又は電気通信サービス契約の解除を受けた事があるとき
  - (4) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき
  - (5) 申込者が反社会的勢力に該当する、又は反社会的勢力が関与する法人、団体等に属すると判断されるとき
  - (6) 申込者が民事事件、刑事事件その他の犯罪行為に関与していると疑われるとき
  - (7) その他 VoIP サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

#### 第 12 条 (最低利用期間)

VoIP サービスについては、料金表 (料金) に定めるところにより最低利用期間がある場合があります。

#### 第 13 条 (変更等の通知)

1. VoIP 契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに当社に通知して頂きます。
  - (1) VoIP サービスの細目に係る変更
  - (2) VoIP 契約者の住所の変更
  - (3) 通信料金等請求書の送付先の変更
2. 当社は前項の通知の内容が第 11 条 (VoIP 契約申込みの承諾) 第 2 項に該当する時は、第 15 条 (VoIP 契約者が行う VoIP 契約の解除) の解除の通知があったものとして取扱います。

(注) 当社は第 1 項の通知があった時は、その通知のあった事項を証明する書類を提示して頂く事があります。

#### 第 14 条 (VoIP サービスの利用の一時中断)

当社は VoIP 契約者から請求があった時は、VoIP サービスの利用の一時中断 (その VoIP 契約に係る設備等を他に転用する事なく一時的に利用できなくする事をいいます。以下同じとします。)

を行います。

#### 第 15 条 (VoIP 契約者が行う VoIP 契約の解除)

VoIP 契約者は VoIP 契約を解除しようとする時は、その事を予め当社に通知して頂きます。

#### 第 16 条 (当社が行う VoIP 契約の解除)

1. 当社は次の場合には、その VoIP 契約を解除する事があります。
  - (1) 本約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し催促を受けてもなお支払わないとき
  - (2) 第 22 条 (利用停止) の規定により VoIP サービスの利用を停止された VoIP 契約者が、なおその事実を解消しないとき
  - (3) 当社が VoIP 契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用を申立てその他これに類する事由が生じた事を知ったとき
  - (4) VoIP 契約者が第 22 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が VoIP サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき
2. 当社は前項の規定にかかわらず、第 9 条 (VoIP 契約申込みを行う事ができる者の条件) を満たさなくなった時は、その VoIP 契約を解除します。
3. 当社は前 2 項の規定により、その VoIP 契約を解除しようとする時は、予め VoIP 契約者にその事を通知します。

#### 第 17 条 (その他の提供条件)

VoIP 契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

### 第 5 章 付加機能

#### 第 18 条 (付加機能の提供)

当社は VoIP 契約者から請求があった時は、その VoIP 契約について料金表より付加機能を提供します。

#### 第 19 条 (付加機能の廃止)

当社は次の場合には、付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている VoIP 契約者から廃止の申出があったとき
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき

#### 第 20 条 (付加機能の利用の一時中断)

当社は付加機能を利用している VoIP 契約者から請求があった時は、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用する事なく一時的に利用できなくする事をいいます。以下同じとします。)を行います。

## 第6章 利用中止等

### 第21条 (利用中止)

1. 当社は次の場合には、VoIP サービス又は付加機能の利用を中止する事があります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
  - (2) VoIP 契約に係る電気通信サービスが利用中止になったとき
2. 当社は前項の規定により VoIP サービス又は付加機能の利用を中止する時は、予めその事を VoIP 契約者にお知らせします。  
但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第22条 (利用停止)

1. 当社は VoIP 契約者が次のいずれかに該当する場合は、その VoIP サービスの利用を停止する事があります。
  - (1) 第32条 (利用に係る VoIP 契約者の義務) の規定に違反したとき
  - (2) VoIP 契約に係る電気通信サービスが利用停止になったとき
2. 当社は本約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催促を受けてもなお支払わない時は、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その VoIP サービスの利用を停止する事があります。
3. 当社は前1項の規定によりその VoIP サービスの利用停止をしようとする時は、予めその理由、利用停止をする日及び期間を VoIP 契約者に通知します。  
但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第7章 通信

### 第23条 (通信の品質)

通信の品質については、その VoIP サービスの利用形態等により変動する場合があります。

### 第24条 (サービス利用回線による制約)

VoIP 契約者はサービス利用回線が全く利用できない状態となる場合 (通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) においては、そのサービス利用回線に係る通信ができない事があります。

## 第8章 料金等

### 第25条 (料金及び工事に関する費用)

1. 当社が提供する VoIP サービスに係る料金は、別に定める料金表 (料金) に規定する料金とします。
2. 当社が提供する VoIP サービスに係る工事に関する費用は、別に定める料金表 (料金) に規定する工事費とします。

### 第26条 (料金の支払いの義務)

1. VoIP 契約者は、その VoIP 契約に基づいて当社が VoIP サービス又は付加機能の提供を開始

した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった月の末日までの期間について、別に定める料金表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により VoIP サービス又は付加機能を利用する事ができない状態が生じた時の料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をした時は、VoIP 契約者はその期間中の料金の支払いを要します

(2) 利用停止があった時は、VoIP 契約者はその期間中の料金の支払いを要します

#### 第 27 条（延滞利息）

VoIP 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から 10 日以内に支払いがあった時は、この限りではありません。

### 第 9 章 保守

#### 第 28 条（維持責任）

以下の各号に規定する業務は当社の保守、運用の範囲以外のものであり、当社は以下の各号に規定する義務を負うものではありません。

(1) VoIP 契約者の設備又は契約者の責に帰すべき事由に起因する故障の修理

(2) サービス利用回線故障の修理

(3) 停電、天変地異その他その当事者の合理的な予測と管理の範囲を超える事由に起因する端末設備故障の修理

#### 第 29 条（VoIP 契約者の切分責任）

1. VoIP 契約者は、自営電気通信設備及び自営端末設備に故障のない事を確認の上、当社に故障の申告を行うものとします。

2. 当社が技術員を派遣し、又は技術員の派遣を手配した結果、故障の原因が自営端末設備、自営電気通信設備で VoIP 契約者の責に帰すべき事由による事が判明した時は、VoIP 契約者が派遣に要した費用を別途負担するものとします。

### 第 10 章 損害賠償

#### 第 30 条（責任の制限）

1. 当社は VoIP サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった時は、その VoIP サービスが全く利用できない状態（全ての内線通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）であっても、当該 VoIP 契約者の全ての損害を賠償する事はできません。

2. 前項の場合において、当社は VoIP サービスが全く利用できない状態にある事を知った時刻以後その状態が連続した時間について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応する当該

VoIP サービスに係る別途定める料金表（料金）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り請求を行わない事を賠償とします。

3. 停電、天変地異、システムダウン、その他当社の合理的な予測と管理範囲を超える事由により VoIP サービスの提供をしなかった時は、前 2 項の規定は適用しません。

## 第 11 章 雑則

### 第 31 条（承諾の限界）

当社は VoIP 契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾する事が技術的に困難な時又は保守する事が著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障がある時は、その請求を承諾しない事があります。

### 第 32 条（利用に係る VoIP 契約者の義務）

VoIP 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはなりません。

### 第 33 条（自己責任の原則）

1. VoIP 契約者は、VoIP サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。VoIP 契約者が VoIP サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合においても同じとします。
2. 当社は、VoIP 契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせた時は、契約者に当該損害の賠償を請求する事が出来ます。

### 第 34 条（情報の管理）

1. VoIP 契約者は、契約者識別符号、利用者等識別符号、暗証符号その他の VoIP サービスを利用する権利を認識するに足りる情報（契約者識別符号、利用者等識別符号、暗証符号その他の VoIP サービスを利用する権利を認識するに足りる情報が設定してある端末設備、自営端末設備及び自営電気通信設備を含みます。以下「接続情報等」といいます。）を自己の責任において管理するものとします。
2. VoIP 契約者は、接続情報等を第三者に使用させ、第三者と共有し又は売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。
3. 接続情報等の使用上の過誤又は第三者による使用により VoIP 契約者が被る損害については VoIP 契約者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。
4. VoIP 契約者は、VoIP 契約者の接続情報等により VoIP サービスが利用された時は、VoIP 契約者自身の利用とみなされる事に同意します。

但し、当社の故意又は重大な過失により接続情報等が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

### 第 35 条（免責）

1. 当社は本約款で特に定める場合を除き、VoIP 契約者が VoIP サービスの利用（利用不能も含みます。以下本条について同じとします。）に関して被った損害については、いかなる責任も

負わないものとしします。

但し、VoIP 契約者が VoIP サービスの利用に関して、当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2. VoIP 契約者が VoIP サービスを利用する事により、第三者との間で生じた紛争に関しては、VoIP 契約者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任をおいません。

#### 第 36 条（特約条項等）

当社は本約款に定めるところに係らず、VoIP 契約者に対して本約款の定めによらない提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で VoIP サービスの提供をする事があります。

#### 第 37 条（法令に規定する事項）

VoIP サービスの提供又は利用にあたり、法令の規定のある別記 4 及び 5 の事項については、その定めるところによります。

#### 第 38 条（閲覧）

本約款において、当社が別に定める事としている事項については、閲覧に供します。



## 別記

### 1. VoIP サービスの提供区間

(1) 当社が提供する VoIP サービスの提供区間は、次のとおりとします。

- ア サービス利用回線の終端相互間のもの
- イ サービス利用回線の終端からサービス接続点間のもの
- ウ VoIP サービスのもの

### 2. VoIP 契約者の名義の変更

(1) VoIP 契約者がその VoIP 契約の名義を変更する場合には、当社所定の書面に名義の変更を証明する書類を添えて、当社に届け出て頂きます。

(2) 当社は、届出のあった変更後の名義人が第 11 条（VoIP 契約申込みの承諾）第 2 項第 2 号に該当する場合を除き、届出の書面に記載された時刻に名義の変更があったものとして取扱います。

### 3. VoIP 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併、若しくは分割により VoIP 契約者の地位の承継があった時は、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出て頂きます

(2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上ある時は、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定めこれを届け出て頂きます。これを変更した時も同様とします。

(3) (2) の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取扱います。

### 4. 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

### 5. VoIP 契約者に係る情報の利用

(1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、VoIP 契約者に係る情報（申込み時又は VoIP サービス等提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において利用する事とします。

- ア VoIP 契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内、又は情報の提供等の VoIP 契約者に対する取扱い業務
- イ 課金計算に係る業務
- ウ 料金請求に係る業務
- エ 当社の市場調査及びその分析
- オ 当社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
- カ 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社

等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行の為、当該協定事業者に対し VoIP 契約者に係る個人情報を提供すること

キ 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応等の取扱い業務

(2) (1) に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、目的の遂行に必要な範囲において利用する事とします。

(3) VoIP サービス契約者は、(1) と (2) に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用する事に同意するものとします。

(注 1) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 695 号。以下同じとします。）第 14 条に定めるところによります。

## 6. 本約款の翻訳

当事者の便宜の為、本約款については英訳又はその他の言語への翻訳が作成される事がありますが、そのような翻訳の存在に係らず、本約款の日本語が優先します。

## 料金表

### 通則

(料金の計算方法)

1. 当社は、VoIP 契約者がその VoIP 契約に基づき支払う料金は暦月に従って計算します。
2. 当社は、次の場合が生じた時は、月額で定められている料金（以下この通則において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて請求します。
  - (1) 暦月の初日以外の日 VoIP サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。

(端数処理)

3. 当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入で計算します。

(料金の支払い)

4. VoIP 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払って頂きます。

(料金の一括後払い)

5. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、4 の規定にかかわらず、VoIP 契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払って頂く事があります。

(前受金)

6. 当社は、料金又は工事に関する費用について、予め前受金を預かる事があります。なお、前受金には利息を付しません。

(預託金)

7. 当社は、料金又は工事に関する費用について、予め預託金を預かる事があります。なお、預託金には利息は付しません。
8. 預託金の金額は、当社が VoIP 契約者へ請求した、直近の請求額を目安に計算します。
9. 預託金は、VoIP 契約者がその VoIP 契約を終了し、当社に料金その他の債務が存在しない事を確認次第、速やかに返金するものとします。
10. 当社は、9 の規定にかかわらず、次の場合には預託金の返金を行わない場合があります。
  - (1) VoIP 契約者が反社会的勢力に該当する、又は反社会的勢力が関与する法人、団体等に属すると認められるとき
  - (2) VoIP 契約者が民事事件、刑事事件その他の犯罪行為に関与していると疑われるとき
  - (3) VoIP 契約者により、故意又は過失にかかわらず、当社へ損害が生じると判断したとき
  - (4) VoIP 契約者が当社に料金の遅延又は債務が発生していたとき
  - (5) 本約款に定める事項に違反したとき  
(消費税相当額の加算)
11. 第 25 条（料金の支払い義務）及びその他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、別に定める料金表（料金）に規定する額（税抜価額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）とします。）に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別途定めるところによります。
12. 11 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、VoIP 契約者への請求額と本約款に定める税込価額が異なる場合があります。

#### 附則

（実施期日）

この約款は、平成 20 年 1 月 15 日より実施します。

#### 附則

（実施期日）

この約款は、平成 28 年 1 月 15 日より実施します。

#### 附則

（実施期日）

この約款は、平成 29 年 6 月 15 日より実施します。